

選挙人名簿登録者数（県議補欠選挙に係る選挙時登録）

1 選挙人名簿登録資格等

- (1) 年齢要件 平成12年3月12日までに生まれた者。
 (2) 住所要件 平成29年12月1日までに当該市町の住民基本台帳に登録され、その後引き続き平成30年3月1日まで住所を有する者。 ※注
 (3) 登録 平成30年3月1日現在で、同日に市町選挙管理委員会が登録した。
 (4) その他 今回登録の選挙人名簿は、選挙運動費用の支出制限額の算定に使用される。

2 選挙区別対前回県議選挙時登録総数比較

(単位：人)

選挙区	市町名	今回（平成30年3月1日）(A)			前回県議選時（平成27年4月2日）(B)			対前回県議選時増減 (A)-(B) (C)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
金沢市	金沢市	180,539	196,990	377,529	174,469	191,633	366,102	6,070 (3.48)	5,357 (2.80)	11,427 (3.12)
七尾市	七尾市	21,786	24,430	46,216	22,071	24,925	46,996	△ 285 (△ 1.29)	△ 495 (△ 1.99)	△ 780 (△ 1.66)
能美市 能美郡	能美市	19,593	20,573	40,166	18,816	19,917	38,733	777 (4.13)	656 (3.29)	1,433 (3.70)
	川北町	2,310	2,507	4,817	2,228	2,428	4,656	82 (3.68)	79 (3.25)	161 (3.46)
	計	21,903	23,080	44,983	21,044	22,345	43,389	859 (4.08)	735 (3.29)	1,594 (3.67)

注) C欄中の () は、増減率 (%) → (C) / (B)

※注 当該市町の区域内から住所を移した年齢満18年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上登録市町の住民基本台帳に登録されていた者であって、登録市町の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過しないものも登録される。